

広島県教育委員会教育長告示第五号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年八月十九日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する

告示

(広島県教育委員会公有財産管理規則施行細則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会公有財産管理規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号、別記様式第四号、別記様式第十三号及び別記様式第十六号から別記様式第二十号までの規定中「平成」を「令和」に、「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二十一号及び別記様式第二十三号から別記様式第二十九号までの規定中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第三十号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第三十一号中「平成」を「令和」に、「殿」を「様」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(教育職員免許状に関する規則施行細則の一部改正)

第二条 教育職員免許状に関する規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第一号の二中「平成」を「令和」に、「昭和」を「昭和・平成」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「昭和 年 月 日生」を「昭和・平成 年 月 日生」に、「昭和 年 月 日から 年 月 日まで」を「昭和 年 月 日から 年 月 日まで」に、「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第三号中

生年月日 昭和	年	月	日	性別 男・女
旧氏名				改姓 昭和

を

生年月日 昭和・平成	年	月	日	性別 男・女
旧氏名				改姓

に

「昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで」や「平成」や「令和」

「日本工業規格」や「日本産業規格」

「平成」や「令和」

「昭和」や「令和」

「授与年月日

成 年 月 日生」

昭和 年 月 日

「授与年月日

「日本工業規格」や「日本産業規格」

令和 年 月 日

「昭和」や「昭和・平成」

「昭和」や「令和」

「昭和・平成 年 月 日生」

「昭和 年 月 日」

「平成」や「令和」

「日本工業規格」

「昭和」や「昭和・平成」

「日本産業規格」

「昭和」や「昭和・平成」

「日本産業規格」

「昭和 年 月 日」

「昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで」

「日本工業規格」

「平成」や「令和」

「昭和」や「昭和・平成」

「日本産業規格」

「昭和」や「令和」

「平成」や「令和」

「昭和」や「昭和・平成」

「昭和」や「令和」

「昭和」や「昭和・平成」

「昭和」や「令和」

授与年月日
成 年 月 日生」
を
昭和 年 月 日」

「 授与年月日
」
を
「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

令和 年 月 日」
別記様式第十号から別記様式第十一号の二までの規定中「平成」を「令和」及び「昭和」を「昭和・平成」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第十一号の三及び別記様式第十一号の四中「平成 年」を「令和 年」及び「昭和」を「昭和・平成」及び「平成 年」を「令和 年」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十三号及び別記様式第十四号中「平成」を「令和」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十四号の二中「平成」を「令和」及び「昭和」を
「昭和
平成」
及び「日本工業規

格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十五号中「平成」を「令和」及び「昭和」を「昭和・平成」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六号中「平成」を「令和」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部改正)

第三条 広島県立高等学校等管理規則施行細則(昭和五十八年広島県教育委員会教育長告示第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「平成」を「令和」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号中「平成」を「令和」及び「昭和」を
「昭和
平成」
及び「日本工業規格」を

「日本産業規格」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第七号から別記様式第十二号までの規定中「平成」を「令和」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「平成」を「令和」及び「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(広島県立歴史博物館管理運営規則施行細則の一部改正)

第四条 広島県立歴史博物館管理運営規則施行細則（平成元年広島県教育委員会教育長告示第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第五号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則施行細則の一部改正）

第五条 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則施行細則（平成二十年広島県教育委員会教育長告示第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「平成 年」を「令和 年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第三号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号中「平成 年」を「令和 年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第五号から別記様式第七号までの規定中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第八号から別記様式第十号までの規定中「平成 年」を「令和 年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十一号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。